

人 権 擁 護 委 員 の 候 補 者

宮 下 正 史 (名東区)

河 野 豊 子 (北 区)

和 田 秀 子 (熱田区)

渡 邊 範 子 (東 区)

栗 木 智 法 (北 区)



人権擁護委員候補者一覧

(平成30年10月1日現在)

区名	今次推薦者			新再の別
	氏名	生年月日	年齢	
名東区	宮下正史	昭和27年1月25日生	66歳	新
北区	河野豊子	昭和33年6月7日生	60歳	再
熱田区	和田秀子	昭和22年6月16日生	71歳	再
東区	渡邊範子	昭和29年3月29日生	64歳	新
北区	栗木智法	昭和19年10月10日生	73歳	再

再推薦 3名

新推薦 2名

# 人権擁護委員在任者名簿

(平成30年10月1日現在)

区名 (配当数)	氏名	性別	生年月日	(年齢)	住 所	就任年月日		任期満了 年月日	在任 期間
						当初	現在		
千 種 (4)	藤川 順子	女	昭和23年12月3日	(69)	豊年町6番6号	21.10	28.1.1	30.12.31	3期
	落合 方年	男	昭和25年2月20日	(68)	向陽町2丁目16番地	27.7	30.10.1	33.9.30	2期
	松本 篤周	男	昭和28年11月23日	(64)	西崎町3丁目61番地の4	27.10	30.10.1	33.9.30	2期
	岡本 政廣	男	昭和24年4月11日	(69)	今池二丁目25番10号	30.10	30.10.1	33.9.30	1期
東 (3)	渡邊 義	男	昭和22年6月13日	(71)	榎木町2丁目9番地	28.10	28.10.1	31.9.30	1期
	明石 雅世	女	昭和35年3月9日	(58)	筒井三丁目33番9号	30.4	30.4.1	33.3.31	1期
	三宅 勝	男	昭和27年4月27日	(66)	東桜二丁目12番1号	30.10	30.10.1	33.9.30	1期
北 (5)	栗木 智法	男	昭和19年10月10日	(73)	清水五丁目32番5号	19.10	24.10.1	31.9.30	4期
	河野 豊子	女	昭和33年6月7日	(60)	江町4丁目49番地	22.7	28.7.1	31.6.30	3期
	宮前 隆文	男	昭和34年8月10日	(59)	西志賀町2丁目36番地	24.10	30.10.1	33.9.30	2期
西 (5)	下野谷 順子	女	昭和48年4月2日	(45)	若菜通4丁目11番地	30.10	30.10.1	33.9.30	1期
	小林 颯子	女	昭和21年1月31日	(72)	城西四丁目29番16号	21.4	30.4.1	33.3.31	4期
	寺崎 敏博	男	昭和30年2月10日	(63)	上名古屋一丁目2番7号	27.7	30.10.1	33.9.30	2期
	鈴木 節子	女	昭和27年4月29日	(66)	貝田町1丁目18番地の1	27.10	30.10.1	33.9.30	2期
	佐藤 藤千栄子	女	昭和23年2月16日	(70)	大野木一丁目236番地	30.4	30.4.1	33.3.31	1期
中 村 (4)	山村 眞午	男	昭和41年1月16日	(52)	上橋町150番地	30.10	30.10.1	33.9.30	1期
	服部 忠雄	男	昭和22年4月15日	(71)	名菜町5丁目36番地	21.4	30.4.1	33.3.31	4期
	近藤 昌子	女	昭和22年11月10日	(70)	塩池町3丁目10番12号	25.4	28.4.1	31.3.31	2期
	鬼頭 三夫	男	昭和24年12月17日	(68)	中村中町3丁目23番地	29.1	29.1.1	31.12.31	1期
	拓植 ひとり	女	昭和27年4月15日	(66)	北浦町7番地	30.4	30.4.1	33.3.31	1期
中 (4)	林 三芳	男	昭和23年3月31日	(70)	柴五丁目4番12号	18.10	30.10.1	33.9.30	5期
	水田 祐司	男	昭和30年3月26日	(63)	丸の内二丁目2番25号	28.4	28.4.1	31.3.31	1期
	若杉 美代子	女	昭和34年1月17日	(59)	正木一丁目3番9号	30.4	30.4.1	33.3.31	1期
	野村 忠司	男	昭和31年4月13日	(62)	柴三丁目23番37号	30.7	30.7.1	33.6.30	1期
昭 和 (3)	住田 正夫	男	昭和19年4月16日	(74)	御器所一丁目3番13号	3.7	30.10.1	33.9.30	10期
	岡田 安弘	男	昭和33年5月30日	(60)	川名町2丁目10番地の23	29.10	29.10.1	32.9.30	1期
	松山 基紀	男	昭和24年9月15日	(69)	榎溪通5丁目28番地	30.4	30.4.1	33.3.31	1期
瑞 穂 (3)	堀川 正美	男	昭和25年8月25日	(68)	苗代町4番5号	28.4	28.4.1	31.3.31	1期
	淨木 啓子	女	昭和37年4月18日	(56)	井の元町199番地の1	28.4	28.4.1	31.3.31	1期
	森本 和佳子	女	昭和24年9月1日	(69)	浮島町3番12号	29.10	29.10.1	32.9.30	1期
熱 田 (3)	和田 秀子	女	昭和22年6月16日	(71)	千代一丁目13番11号	22.7	28.7.1	31.6.30	3期
	伊藤 修	男	昭和24年7月2日	(69)	旗屋一丁目6番3号	27.4	30.4.1	33.3.31	2期
	金山 和子	女	昭和34年3月19日	(59)	八番二丁目9番16号	29.4	29.4.1	32.3.31	1期
中 川 (5)	渡邊 紀久子	女	昭和20年2月11日	(73)	山王三丁目4番9号	19.4	28.4.1	31.3.31	4期
	岡田 大	男	昭和23年2月9日	(70)	四女子町4丁目22番地	25.1	28.1.1	30.12.31	2期
	山田 安政	男	昭和27年2月23日	(66)	戸田西二丁目932番地	26.7	29.10.1	32.9.30	2期
	大橋 勝	男	昭和22年9月28日	(71)	五女子二丁目12番7号	27.1	30.4.1	33.3.31	2期
	水野 重夫	男	昭和22年6月28日	(71)	島井町114番地	27.4	30.4.1	33.3.31	2期
港 (4)	岩田 竜司	男	昭和39年1月30日	(54)	新茶屋一丁目1404番地	21.4	30.4.1	33.3.31	4期
	鬼頭 敬	男	昭和22年10月26日	(70)	須成町3丁目65番地	22.1	28.1.1	30.12.31	3期
	足立 美恵子	女	昭和31年6月1日	(62)	千鳥二丁目2番10号	28.4	28.4.1	31.3.31	2期
	河村 曉	男	昭和36年1月30日	(57)	本宮町5丁目16番地	30.4	30.4.1	33.3.31	1期
南 (4)	福井 鈴子	女	昭和24年8月21日	(69)	笠寺町字市場81番地	27.4	30.4.1	33.3.31	2期
	山本 肇	男	昭和33年7月6日	(60)	蔵町74番地の1	28.1	28.1.1	30.12.31	1期
	小笠原 孝三	男	昭和26年4月14日	(67)	豊一丁目4番14号	29.10	29.10.1	32.9.30	1期
	加藤 友之	男	昭和26年7月13日	(67)	桜台一丁目13番12号	30.4	30.4.1	33.3.31	1期
守 山 (5)	高柳 良江	女	昭和23年6月12日	(70)	白浜町175番地	17.1	29.4.1	32.3.31	5期
	関本 満美	女	昭和31年12月8日	(61)	八剣二丁目1306番地	20.10	29.10.1	32.9.30	4期
	廣田 禮郎	男	昭和20年8月20日	(73)	幸心二丁目1346番地	22.1	28.1.1	30.12.31	3期
	菱田 高光	男	昭和25年1月26日	(68)	百合が丘1016番地	26.1	29.4.1	32.3.31	2期
	松尾 知之	男	昭和28年1月31日	(65)	大屋敷13番38号	30.10	30.10.1	33.9.30	1期
緑 (7)	山口 洋子	女	昭和21年3月8日	(72)	潮見が丘二丁目315番地	19.1	28.1.1	30.12.31	4期
	吉田 恵	女	昭和27年10月14日	(65)	ほら貝一丁目256番地	20.4	29.4.1	32.3.31	4期
	佐久間 美	男	昭和20年7月25日	(73)	曾根二丁目359番地	23.1	29.4.1	32.3.31	3期
	大木 正孝	男	昭和21年1月1日	(72)	黒沢台一丁目1632番地	23.7	29.10.1	32.9.30	2期
	大仲 野勝子	女	昭和29年2月25日	(64)	桶狭間切戸903番地	26.7	29.10.1	29.9.30	1期
	楠 信之	男	昭和26年10月2日	(66)	鳴丘二丁目2439番地	27.10	30.10.1	33.9.30	2期
	大山 裕子	女	昭和36年3月30日	(57)	篠の風三丁目161番地	29.4	29.4.1	32.3.31	1期
名 東 (4)	有元 元美	女	昭和22年10月25日	(70)	社台二丁目116番地	21.4	30.4.1	33.3.31	4期
	菅地 嘉弘	男	昭和45年8月31日	(48)	社三丁目1番地	22.1	28.1.1	30.12.31	4期
	藤田 陽子	女	昭和23年9月4日	(70)	照が丘23番1	25.4	28.4.1	31.3.31	2期
	川澄 康子	女	昭和24年4月30日	(69)	山の手一丁目1212番地	26.4	29.4.1	32.3.31	2期
天 白 (4)	伊東 和子	女	昭和27年3月11日	(66)	梅が丘二丁目633番地	23.7	29.10.1	32.9.30	3期
	鬼頭 文隆	男	昭和24年9月5日	(69)	中平五丁目1404番地	27.7	30.10.1	33.9.30	2期
	佐竹 一朗	男	昭和39年8月3日	(54)	中平二丁目2606番地	28.4	28.4.1	31.3.31	1期
	高橋 美佐枝	女	昭和29年12月22日	(63)	西入町110番地	30.4	30.4.1	33.3.31	1期

(参考 1)

被推薦者略歴

住 所 名古屋市名東区勢子坊一丁目1003番地

みや した まさ し  
宮 下 正 史

昭和27年1月25日生

略 歴

- 昭和50年3月 同志社大学法学部卒業
- 昭和50年8月 名古屋市勤務
- 平成9年10月 総務局局付主幹以後同局総合調整部主幹、同局総合調整部企画調整室長、市長室秘書課長を歴任
- 平成17年4月 市民経済局参事以後天白区区民生活部長
- 平成21年4月 天白区長
- 平成24年5月 公益財団法人名古屋食肉公社理事長

住 所 名古屋市北区辻町4丁目49番地

こ う の と よ こ  
河 野 豊 子

昭和33年6月7日生

略 歴

昭和56年3月 愛知淑徳大学文学部卒業

平成14年5月 保護司現在に至る

平成21年7月 愛知県薬物乱用防止指導員現在に至る

平成22年7月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市熱田区千年一丁目13番11号

お だ ひで こ  
和 田 秀 子

昭和22年6月16日生

略 歴

- 昭和46年3月 愛知教育大学教育学部卒業
- 昭和46年4月 愛知県愛知郡東郷町立小学校教諭
- 平成16年11月 保護司現在に至る
- 平成20年4月 熱田区更生保護女性会会長現在に至る
- 平成22年7月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市東区檀木町2丁目9番地

わた なべ のり こ  
渡 邊 範 子

昭和29年3月29日生

略 歴

- 昭和49年3月 すみれ女子短期大学家政学科卒業
- 昭和49年4月 名古屋市立小学校養護教諭
- 平成13年12月 民生委員・児童委員現在に至る
- 平成16年4月 東区少年補導委員現在に至る
- 平成19年4月 東区子ども会連絡協議会副会長現在に至る



住 所 名古屋市北区清水五丁目32番5号

くり き とも のり  
栗 木 智 法

昭和19年10月10日生

## 略 歴

- 昭和38年4月 名古屋市勤務
- 昭和43年3月 愛知大学法経学部第二部卒業
- 昭和63年7月 名東図書館長以後守山社会教育センター館長、名古屋市博物館  
総務課長、名古屋市科学館総務課長、緑保健所次長、緑区まち  
づくり推進部地域振興課長、名東区総務課長を歴任
- 平成15年4月 守山区福祉部長
- 平成17年6月 社会福祉法人なごや福祉施設協会特別養護老人ホームなごやか  
ハウス名西施設長以後同特別養護老人ホームなごやかハウス岳  
見施設長
- 平成19年10月 人権擁護委員現在に至る
- 平成23年4月 社会福祉法人陶都会特別養護老人ホームドリーム陶都施設長

(参考 2)

参 照 条 文

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 }  
5 } (略)  
8 }

(委員の給与)

第8条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。